

添付資料 3 - 6 「家電 4 品目の取扱い」 について

添付資料 3 - 6 は、第 3 号様式【4.引越関係法令の遵守】の「(2) 家電リサイクル法に基づき家電リサイクル 4 品目の収集運搬を行う条件を満たしていること」を提出書類で確認します。

提出書類：下記①、②、③いずれかの資料

①引越業と家電小売り業を兼業している場合

例：自社が発行する家電リサイクル券の写し

②一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合

例：一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

③産業廃棄物収集運搬業の許可を得ており、かつ家電小売店等からの委託を受けている場合

例：産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び小売店との契約書面の写し

※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号「3 - 6」と必ず記入してください。

※コピーは白黒可。

なお、家電 4 品目の収集運搬を行っていない場合は、第 3 号様式の「誓約をする 1. はい 2. いいえ」の欄に「0」を記入し、添付資料は不要です。

①自社が発行している家電リサイクル券の写し

必ず資料番号を記入

A4 用紙にコピーして添付してください。

「小売業者」の欄に申請事業者が記載されているもの

②一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

必ず資料番号を記入

③産業廃棄物収集運搬業許可証の写しと小売店との契約書面の写し

必ず資料番号を記入